

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第11号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
1	別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）				
	総務事務関係手数料			総務事務関係手数料				
	事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等	事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等
	1 保険業法等の一 部を改正する法律 （平成17年法律第 38号）附則第 2 条 第 1 項の規定に基 づく特定保険業の 認可の申請に対す る審査	特定保険 業認可申 請手数料	150,000円					
	1 の 2 [略]	[略]			1 [略]	[略]		
	[略]				[略]			
	別表第 7（第 2 条関係）			別表第 7（第 2 条関係）				
	県土整備事務関係手数料			県土整備事務関係手数料				
	事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等	事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等
	[略]				[略]			
38 租税特別措置法	[略]			38 租税特別措置法	[略]			

施行令第25条の4 第2項又は第39条 の7第9項に規定 する要件に該当す る事業であること についての認定の 申請に対する審査	
39 租税特別措置法 施行令第25条の4 第16項又は第39条 の7第11項に規定 する事情があるこ とについての認定 の申請に対する審 査	[略]
[略]	

施行令第25条の4 第2項に規定する 要件に該当する事 業であることにつ いての認定の申請 に対する審査	
39 租税特別措置法 施行令第25条の4 第16項に規定する 事情があることに ついての認定の申 請に対する審査	[略]
[略]	

2 別表第3（第2条関係）

環境生活事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
1 特定製品に係る フロン類の回収及 び破壊の実施の確 保等に関する法律 (平成13年法律第 64号) 第9条第1	第一種フ ロン類回 収業者登 録申請手 数料	[略]	

別表第3（第2条関係）

環境生活事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
1 フロン類の使用 の合理化及び管理 の適正化に関する 法律（平成13年法 律第64号）第27条 第1項の規定に基	第一種フ ロン類充 填回収業 者登録申 請手数料	[略]	

項の規定に基づく 第一種フロン類回 収業者の登録の申 請に対する審査		
2 特定製品に係る フロン類の回収及 び破壊の実施の確 保等に関する法律 第12条第1項の規 定に基づく第一種 フロン類回収業者 の登録の更新の申 請に対する審査	第一種フ ロン類回 収業者登 録更新申 請手数料	[略]
[略]		
2の4 [略]	[略]	
2の5 [略]	[略]	

づく第一種フロン 類充填回収業者の 登録の申請に対す る審査		
2 フロン類の使用 の合理化及び管理 の適正化に関する 法律第30条第1項 の規定に基づく第 一種フロン類充填 回収業者の登録の 更新の申請に対す る審査	第一種フ ロン類充 填回収業 者登録更 新申請手 数料	[略]
[略]		
2の4 [略]	[略]	
2の5 土壌汚染対 策法第29条の規定 に基づく指定調査 機関の指定の申請 に対する審査	指定調査 機関指定 申請手数 料	31,000円
2の6 土壌汚染対 策法第32条第1項 の規定に基づく指 定調査機関の更新 の申請に対する審 査	指定調査 機関更新 申請手数 料	25,000円
2の7 [略]	[略]	

2の6 [略]	[略]
[略]	
59 [略]	[略]
60 [略]	[略]
[略]	

別表第4（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
23 歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第	歯科技工士国家試験手数料	36,000円	

2の8 [略]	[略]		
[略]			
59 [略]	[略]		
59の2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第3号に規定する養成施設の登録の申請に対する審査	食鳥処理衛生管理者養成施設登録申請手数料	150,000円	
59の3 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第4号に規定する講習会の登録の申請に対する審査	食鳥処理衛生管理者講習会登録申請手数料	90,000円	
60 [略]	[略]		
[略]			

別表第4（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
23 削除			

<u>1号) 附則第2条 第1項の規定に基 づく歯科技工士国 家試験の実施</u>		
[略]		

別表第7 (第2条関係)

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
31 宅地建物取引業 法第16条第1項の 規定に基づく宅地 建物取引主任者資 格試験の実施	宅地建物 取引主任 者資格試 験手数料	[略]	
32 宅地建物取引業 法第18条第1項の 規定に基づく宅地 建物取引主任者資 格登録簿への登録	宅地建物 取引主任 者資格登 録簿登録 手数料	[略]	
33 宅地建物取引業 法第19条の2の規 定に基づく登録の 移転の申請に対す る審査	宅地建物 取引主任 者資格登 録の移転 申請手数 料	[略]	
34 宅地建物取引業	宅地建物	[略]	

[略]		

別表第7 (第2条関係)

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
31 宅地建物取引業 法第16条第1項の 規定に基づく宅地 建物取引士資格試 験の実施	宅地建物 取引士資 格試験手 数料	[略]	
32 宅地建物取引業 法第18条第1項の 規定に基づく宅地 建物取引士資格登 録簿への登録	宅地建物 取引士資 格登録簿 登録手数 料	[略]	
33 宅地建物取引業 法第19条の2の規 定に基づく登録の 移転の申請に対す る審査	宅地建物 取引士資 格登録の 移転申請 手数料	[略]	
34 宅地建物取引業	宅地建物	[略]	

法第22条の2第1項又は第5項の規定に基づく宅地建物取引主任者証の交付の申請に対する審査	<u>取引主任者証の交付申請手数料</u>	
35 宅地建物取引業法第22条の3第1項の規定に基づく宅地建物取引主任者証の有効期間の更新の申請に対する審査	<u>宅地建物取引主任者証の有効期間の更新申請手数料</u>	[略]
36 [略]	[略]	
[略]		
43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下	[略]	認定申請1件につき、(1)に定める額（法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうか

法第22条の2第1項又は第5項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付の申請に対する審査	<u>取引士証の交付申請手数料</u>	
35 宅地建物取引業法第22条の3第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の有効期間の更新の申請に対する審査	<u>宅地建物取引士証の有効期間の更新申請手数料</u>	[略]
35の2 宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第14条の15第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の再交付の申請に対する審査	<u>宅地建物取引士証の再交付申請手数料</u>	4,500円
36 [略]	[略]	
[略]		
43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下	[略]	認定申請1件につき、(1)に定める額（法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうか

この項において「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査

かの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額)

(1) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び44の項において同じ。) 48,000円
(知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。以下この項において同じ。)に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、7,000円)

この項において「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査

かの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額)

(1) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び44の項において同じ。) 48,000円
(知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。以下この項において同じ。)に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては7,000円、当該住宅に係る住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。)を添付した場

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。44の項において同じ。）

（ア）床面積の合計が500平方メートル以内のもの

112,000円

（知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、13,000円）

（イ）床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

合（以下この項において「住宅性能評価書を添付した場合」という。）にあつては17,000円

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。44の項において同じ。）

（ア）床面積の合計が500平方メートル以内のもの

112,000円

（知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては13,000円、住宅性能評価書を添付した場合にあつては61,000円）

（イ）床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

179,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
6条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、23,000円)

(ウ) 床面積の合計が
1,000平方メートル
を超え2,500平方メ
ートル以内のもの

352,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
6条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、33,000円)

(エ) 床面積の合計が
2,500平方メートル
を超え5,000平方メ

179,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
6条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては23,000円、住宅
性能評価書を添付し
た場合にあっては
97,000円)

(ウ) 床面積の合計が
1,000平方メートル
を超え2,500平方メ
ートル以内のもの

352,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
6条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては33,000円、住宅
性能評価書を添付し
た場合にあっては
181,000円)

(エ) 床面積の合計が
2,500平方メートル
を超え5,000平方メ

一ト以内のもの
630,000円
(知事が別に定める
者があらかじめ法第
6条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、61,000円)

(オ) 床面積の合計が
5,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以内のもの
1,081,000円
(知事が別に定める
者があらかじめ法第
6条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、104,000円)

(カ) 床面積の合計が
10,000平方メートル

一ト以内のもの
630,000円
(知事が別に定める
者があらかじめ法第
6条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては61,000円、住宅
性能評価書を添付し
た場合にあっては
309,000円)

(オ) 床面積の合計が
5,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以内のもの
1,081,000円
(知事が別に定める
者があらかじめ法第
6条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては104,000円、住
宅性能評価書を添付
した場合にあっては
475,000円)

(カ) 床面積の合計が
10,000平方メートル

を超え20,000平方メートル以内のもの
2,000,000円
(知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、171,000円)

(キ) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの
2,856,000円
(知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、210,000円)

(ク) 床面積の合計が

を超え20,000平方メートル以内のもの
2,000,000円
(知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては171,000円、住宅性能評価書を添付した場合にあっては864,000円)

(キ) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの
2,856,000円
(知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては210,000円、住宅性能評価書を添付した場合にあっては1,177,000円)

(ク) 床面積の合計が

		30,000平方メートルを超えるもの 3,499,000円 (知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、224,000円)	
	(2)	[略]	
[略]			

		30,000平方メートルを超えるもの 3,499,000円 (知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては224,000円、 <u>住宅性能評価書を添付した場合にあっては1,424,000円</u>)	
	(2)	[略]	
[略]			

3 別表第3 (第2条関係)

環境生活事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
33 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号) 第19条第1項の規定に基づく鳥獣飼養登録	[略]		

別表第3 (第2条関係)

環境生活事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
33 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号) 第19条第1項の規定に基づく鳥獣飼養登録	[略]		

34	<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第5項の規定に基づく鳥獣飼養登録の更新</u>	[略]	
35	<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第6項の規定に基づく鳥獣飼養登録票の再交付</u>	[略]	
36	<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第41条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査</u>	[略]	(1) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者</u> 3,900円 (2) [略]
37	<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第2項の規定に基づく狩猟免状の再交付</u>	[略]	
38	<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第2項の規定に基づく狩猟免状の再交付</u>	[略]	

34	<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第5項の規定に基づく鳥獣飼養登録の更新</u>	[略]	
35	<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第6項の規定に基づく鳥獣飼養登録票の再交付</u>	[略]	
36	<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査</u>	[略]	(1) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者</u> 3,900円 (2) [略]
37	<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第46条第2項の規定に基づく狩猟免状の再交付</u>	[略]	
38	<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第46条第2項の規定に基づく狩猟免状の再交付</u>	[略]	

する法律第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査

39 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第55条第1項の規定に基づく狩猟者の登録

40 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第1項の規定に基づく狩猟者の変更登録

41 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第5項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付

42 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第5項の規定に基づく

[略]

[略]

[略]

[略]

適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査

39 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第55条第1項の規定に基づく狩猟者の登録

40 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第1項の規定に基づく狩猟者の変更登録

41 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第5項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付

42 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第5項の

[略]

[略]

[略]

[略]

く 記章の再交付
[略]

規定に基づく記章の再交付
[略]

4 別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	<p>認定申請1件につき、（1）に定める額（法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、（2）に定める額を加算した額）</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号。以下この項において「条例」という。）第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の</p>	

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	<p>認定申請1件につき、（1）に定める額（法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、（2）に定める額を加算した額）</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号。以下この項において「条例」という。）第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の</p>	

合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（建築物の計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項及び44の項において同じ。）を適用したものである場合にあつては、当該構造計算1件につき、次に掲げる当該構造計算が行われた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した

合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

額)

(ア) 1,000平方メー

トル以内のもの

202,000円

(構造計算に係る記
録を、建築基準法第
20条第2号イ又は第
3号イの政令で定め
る基準に従った構造
計算及び同条第2号
イ又は第3号イに規
定するプログラムに
よるものであって、
電磁的記録(電子的
方式、磁気的方式そ
の他の人の知覚によ
っては認識すること
ができない方式で作
られる記録であって
、電子計算機による
情報処理の用に供さ
れるものをいう。)
で提出する場合(以
下この項において「
構造計算に係る記録
を電磁的記録で提出
する場合」という。

) にあっては、
147,000円)

(イ) 1,000平方メー
トルを超え2,000平
方メートル以内のも
の 266,000円
(構造計算に係る記
録を電磁的記録で提
出する場合にあつて
は、180,000円)

(ウ) 2,000平方メー
トルを超え10,000平
方メートル以内のも
の 302,000円
(構造計算に係る記
録を電磁的記録で提
出する場合にあつて
は、196,000円)

(エ) 10,000平方メー
トルを超え50,000平
方メートル以内のも
の 398,000円
(構造計算に係る記
録を電磁的記録で提
出する場合にあつて
は、245,000円)

(オ) 50,000平方メー

		<p><u>トルを超えるもの</u> 720,000円 <u>(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあっては、403,000円)</u></p> <p>イ 建築設備（建築基準法第87条の2の建築設備をいう。44の項において同じ。）及び工作物（建築基準法第88条の工作物をいう。44の項において同じ。）に係る部分 条例第12条に定める額</p>							
44 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	[略]	<p>変更認定申請1件につき、 (1)に定める額（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出の場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) [略] (2) 次に掲げる部分の区</p>		44 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	[略]	<p>イ 建築設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条の2の建築設備をいう。44の項において同じ。）及び工作物（建築基準法第88条の工作物をいう。44の項において同じ。）に係る部分 条例第12条に定める額</p> <p>変更認定申請1件につき、 (1)に定める額（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出の場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) [略] (2) 次に掲げる部分の区</p>			

		<p>分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 <u>条例第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準を適用したものである場合にあつては、構造計算1件につき、当該構造計算が行われた部分の床面積の合計の43の項(2)ア(ア)から(オ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ同項(2)ア(ア)から(オ)までに定める額を加算した額)</u></p> <p>イ [略]</p>			<p>分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 <u>条例第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u></p> <p>イ [略]</p>	
45 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」	[略]	次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 建築物に係る部分 建築基準法施行条例（以下この項において「条例		45 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」	[略]	次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 建築物に係る部分 建築基準法施行条例（以下この項において「条例

という。) 第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

」という。) 第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準(同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項及び46の項において同じ。)を適用したものである場合にあっては、当該構造計算1件につき、次に掲げる当該構造計算が行われた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額)
ア 1,000平方メートル

という。) 第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

」という。) 第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

以内のもの

202,000円

(構造計算に係る記録を、建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算及び同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるものであって、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)で提出する場合(以下この項において「構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合」という。)にあっては、147,000円)

イ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

266,000円

(構造計算に係る記録
を電磁的記録で提出す
る場合にあつては、
180,000円)

ウ 2,000平方メートル
を超え10,000平方メー
トル以内のもの

302,000円

(構造計算に係る記録
を電磁的記録で提出す
る場合にあつては、
196,000円)

エ 10,000平方メートル
を超え50,000平方メー
トル以内のもの

398,000円

(構造計算に係る記録
を電磁的記録で提出す
る場合にあつては、
245,000円)

オ 50,000平方メートル
を超えるもの

720,000円

(構造計算に係る記録
を電磁的記録で提出す
る場合にあつては、

		403,000円)					
		(2) [略]				(2) [略]	
46 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第11条第2項において準用する法第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画の変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査	[略]	次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 建築物に係る部分 建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（ <u>建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準を適用したものである場合にあっては、構造計算1件につき、当該構造計算が行われた部分の床面積の合計の45の項(1)アからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれ同項(1)アからオまでに定める額を加算した額</u> ）		46 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第11条第2項において準用する法第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画の変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査	[略]	次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 建築物に係る部分 建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	
47 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項に	[略]	認定申請1件につき、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準		47 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項に	[略]	認定申請1件につき、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準	

において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査

関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額)

(1) [略]

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物に係る部分

建築基準法施行条例(以下この項において「条例」という。)第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
(建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準(同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによる

において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査

関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額)

(1) [略]

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物に係る部分

建築基準法施行条例(以下この項において「条例」という。)第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

ものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項及び48の項において同じ。)を適用したものである場合にあっては、当該構造計算1件につき、次に掲げる当該構造計算が行われた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額)

(ア) 1,000平方メートル以内のもの

202,000円

(構造計算に係る記録を、建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算及び同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるものであって、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ

他の人の知覚によ
っては認識すること
ができない方式で作
られる記録であって
、電子計算機による
情報処理の用に供さ
れるものをいう。)
で提出する場合（以
下この項において「
構造計算に係る記録
を電磁的記録で提出
する場合」という。
）にあつては、
147,000円)

(イ) 1,000平方メー
トルを超え2,000平
方メートル以内のも
の 266,000円
(構造計算に係る記
録を電磁的記録で提
出する場合にあつて
は、180,000円)

(ウ) 2,000平方メー
トルを超え10,000平
方メートル以内のも
の 302,000円
(構造計算に係る記

		<p><u>録を電磁的記録で提出する場合にあっては、196,000円)</u></p> <p>(エ) <u>10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</u> <u>398,000円</u></p> <p><u>(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあっては、245,000円)</u></p> <p>(オ) <u>50,000平方メートルを超えるもの</u> <u>720,000円</u></p> <p><u>(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあっては、403,000円)</u></p> <p>イ [略]</p>			
48 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認	[略]	<p>変更認定申請1件につき、(1)に定める額（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加</p>		48 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認	<p>[略]</p> <p>イ [略]</p> <p>変更認定申請1件につき、(1)に定める額（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加</p>

<p>定の申請に対する 審査</p>	<p>算した額) (1) [略] (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 <u>条例第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u> (<u>建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準を適用したものである場合にあっては、構造計算1件につき、当該構造計算が行われた部分の床面積の合計の47の項(2)ア(ア)から(オ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ同項(2)ア(ア)から(オ)までに定める額</u>を加算した額) イ [略]</p>	<p>定の申請に対する 審査</p>	<p>算した額) (1) [略] (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 <u>条例第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u> イ [略]</p>
------------------------	--	------------------------	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正部分は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 表1の項の改正部分 公布の日
- (2) 表3の項の改正部分 平成27年5月29日
- (3) 表4の項の改正部分 平成27年6月1日